

諮問番号：諮問第 189 号

答申番号：答申第 189 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

実施機関が一度決定した処分を認められないとし、決定をくつがえし過払分として全額返還を求める処分の決定の通知を受けた。このような行政の行為は到底容認できるものではなく、納得できない。

この案件は平成 28 年 11 月 24 日に「収入認定は行わない」との採決が行われており、今回の処分は、信義則に反した処分と考えるべきであるから、処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、支給の過誤を発見し、速やかにこれを是正したことによるもので、その判断及び処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 法第 63 条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

審査請求人の長女（以下単に「長女」という。）は、平成 27 年 1 月分、2 月分、6 月分及び 7 月分の給与として、D 社から給与 112,151 円（以下「本件給与」という。）

を支給されている。

審査請求人世帯は、平成 22 年 5 月 14 日付けで保護を開始されていることから、審査請求人世帯は、平成 27 年 1 月、2 月、6 月及び 7 月において、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」といえる。

また、処分庁は、平成 27 年 1 月、2 月、6 月及び 7 月分の保護費として、少なくとも 112,151 円を審査請求人世帯に支払っていることが認められる。

よって、処分庁が、審査請求人世帯が平成 27 年 1 月、2 月、6 月及び 7 月に受給した保護費の額の範囲内で本件給与全額に相当する 112,151 円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

2 返還額の決定について

(1) 審査請求人は、審査請求人の知人（以下単に「知人」という。）を介するなどして A 社商品代及びインターネット回線利用料を必要経費として控除するよう求めたものの、処分庁は本件処分においてこれらの費用を控除していない。そのため、処分庁が A 社商品代及びインターネット回線利用料を控除せずに返還額を決定した点につき、違法又は不当な点があるかを検討する。

ア 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

イ 処分庁は、知人からの申し出及び審査請求人の主張を踏まえ、平成 31 年 2 月 27 日に返還会議を開催している。そして、処分庁は、同会議において、A 社商品代については、A 社商品代は長女が就労した D 社と別会社の商品代であること、D 社と A 社商品との間に密接な関係性があるとは言い難いこと、及び知人から長女はサイドビジネスとして A 社商品を購入していたとの申し出であったことから、

必要経費として認められないと判断し、インターネット回線利用料については、インターネットの利用がシフトの管理など会社とのやりとりを行うためのもので、会社とのやりとりはインターネットではなくとも電話でも行えることから、必要経費とは認めず、基礎控除にて賄われるべき費用と判断した旨を述べている。

まず、A社商品代について検討する。

D社とA社は別会社である。また、D社と見られる企業のホームページには事業内容として「総合デバッグ・テストサービス、セキュリティ事業」との記載がある一方、A社商品代は化粧品代であることから、D社とA社商品との間に密接な関係性があるとは言えない。そして、知人はA社商品代について長女はサイドビジネスとして購入していた旨を述べている。

よって、処分庁がこれらのことを踏まえてA社商品代を控除しないと判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

次に、インターネット回線利用料について検討する。

審査請求人は、インターネット回線利用料についてシフトの管理など会社とのやりとりを行うため必要と主張している。しかし、会社とのやりとりはインターネットではなく電話でも行えるものであり、審査請求人とD社とのやりとりがインターネットでなければ行えないという事情は見当たらない。

よって、処分庁がこれらのことを踏まえてインターネット回線利用料を控除しないと判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(2) 次に、処分庁は、本件給与から、所得税等及び基礎控除を差し引いた額である61,124円を返還額として決定している。

また、審査請求人の意向を踏まえて分割返還を予定するとしており、審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をした上で、本件処分を行ったことが認められる。

よって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められることはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、この案件は平成28年11月24日に「収入認定は行わない」との採決

が行われており、今回の処分は信義則に反した処分と考えるべきと主張している。

確かに、本件処分は、処分庁が、A社商品代及びインターネット回線利用料は長女が稼働する上で必要な経費であるとの知人からの申し出等を受けて本件給与からA社商品代及びインターネット回線利用料を控除することを一旦認めたものの、その後これらの費用の控除を認めないとしたことに起因して行われたものである。このような結果になったことについては、処分庁が、当初から適切な調査を行っていれば避けられた可能性が高いと言わざるを得ない。

しかし、保護の実施機関としては、保護費の原資は公費であること、また、被保護者間の公平を図るべきこと等からして、支給の過誤を発見し次第、速やかにこれを是正すべきものであると考えられる。また、法第63条の規定を見る限り、資力が発生したことにつき、実施機関側に原因がある場合には、同条の適用を排除されるとまでは解することはできない。

よって、過去に控除を認めたという経緯があったとしても、その後の適切な調査に基づいて控除を認めないとした本件処分について、違法又は不当ということはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月20日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年2月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、平成28年11月24日に、本件給与についてA社商品代及びインターネット回線利用料を必要経費と認め、必要経費の控除額が本件給与を上回るとして、本件給与に係る収入認定は行わないと決定している。

しかしながら、処分庁は、当該決定に対する福岡市保健福祉局総務部保護課（当時）による平成28年度生活保護施行事務監査（特別監査）での指摘を踏まえ、再度必要経費についての調査を行った上で、平成31年2月27日にケース診断会議を開催し、インタ

一ネット回線利用料は基礎控除にて賄われる費用であり、また、A社商品代は必要経費として控除できないと判断し、本件給与から勤労に伴う必要経費（基礎控除 44,094 円、所得税 3,884 円、社会保険料 449 円及び交通費 2,600 円）を控除した額に相当する保護費 61,124 円について法第 63 条に基づく返還を求める旨を決定した。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の(1)のアでは、勤労収入を得るための必要経費として、同(4)（基礎控除表の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

本件についてこれをみると、D社とA社は別会社であり、化粧品であるA社商品とD社との間に密接な関係性があるとはいえず、また、知人は、長女がサイドビジネスとしてA社商品を購入していたと述べているところ、審査請求人及び長女からは、これらを否定する趣旨の主張はなされていない。よって、処分庁が、A社商品代を勤労に伴う必要経費として認めないと判断したことに、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

また、審査請求人は、D社とのやりとりを行うためにインターネット回線が必要であり、必要経費として控除してほしいとしているが、インターネット回線利用料について必要経費として実費による控除を認めるべき特別の事情は見当たらない。よって、処分庁が、インターネット回線利用料については基礎控除にて賄われるべき費用であると判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、処分庁が本件給与から勤労に伴う必要経費を差し引いた額である 61,124 円を返還額と決定し、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

なお、付言すると、生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平・公正な取扱いに努める必要がある。当審査会としては、処分庁は、本件給与について把握した時点で適切な調査を行い、本件給与から勤労に伴う必要経費を差し引いた額について返還決定を行うべきであったと考えており、今後、保護の実施機関たる処分庁には、法令及び保護の実施要領等を熟知し、これを遵守することを求める。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也